家畜保健衛生所たより

令和3年度第27号 令和3年11月4日

韓国の野鳥糞便から 高病原性鳥インフルエンザを確認 !

【概要】

- ・11月3日、韓国当局が10月26日に全羅北道扶安郡(コブ川)で採取した 野鳥糞便を精密検査したところ、H5亜型の高病原性鳥インフルエンザ が確認された旨プレスリリース。
- ・当局関係者は、「事実上、<u>韓国全域</u>が<u>鳥インフル危険地域</u>である」 と話している。

<生産者の皆様へ>

- これから渡り鳥の本格的な飛来を迎えます。
- ・本病発生防止のため、各自、飼養衛生管理基準の内容を改めて点検し、 不遵守の場合には**大至急改善**してください。
- ・特に、以下の7項目については完全徹底をお願いします。
- 1.衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等(項目13)
- 2. 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目14)
- 3.衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(項目15)
- 4.家きん舎に立ち入る者の手指消毒等(項目20)
- 5.家きん舎ごとの専用の**靴の設置**及び使用(項目21)
- 6.野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕(項目24)
- 7.ねずみ及び害虫の駆除(項目26)

毎日の健康観察を行い、<u>死亡羽数の増加</u>等異状を見つけた場合には 速やかに家畜保健衛生所に連絡をお願いします。

鳥インフルエンザの情報を掲載した農林水産省ウェブサイト: http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html

家畜の病気等についてのお問い合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで 電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728 夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018